

## 日本国際看護学会スタディツアー規定

### 第 1 条 スタディツアーの目的

日本国際看護学会の国際活動の一環として、学会員が国際性をさらに養うために、対象国の歴史や文化背景や医療・看護・福祉の現状と課題について理解する。対象国での知見を得たうえで、日本での看護実践や国際看護教育、看護上の研究課題や国際協力活動等に活用することを目指す。

### 第 2 条 スタディツアー対象者

- (1) 日本国際看護学会の会員を対象とする。
- (2) スタディツアー参加の最少催行人数は 5 名とし、最大人数は 10 名程度とする。未成年者は、親もしくは親族の承諾書を要する。

### 第 3 条 スタディツアー引率者

- (1) スタディツアー引率者は、日本国際看護学会に所属し、ツアー先の調整者と連携できる者とする。
- (2) スタディツアー引率者は、ツアー全日程を円滑に実施するため参加者のサポートを行う。ツアー先の調整者と共に、ツアー参加者を研修先まで安全に移動させることや、食事、宿泊、傷病時の対応など調整役を担う。さらに緊急時には、日本国内の旅行会社、日本国際看護学会国際活動委員長と連絡を取り対応を行う。

### 第 4 条 スタディツアーにかかる必要経費

#### (1) 参加者負担

##### ①参加者が均等負担するもの

引率者の航空運賃・宿泊代、プログラムに関わる現地移動費、施設見学先への謝礼もしくは土産代、施設との交流のための飲食費および備品（日本文化紹介用の備品等）

##### ②参加者が個人負担するもの

海外旅行保険、推奨予防接種にかかる費用、個人的な土産代、日本国内移動費、日本国内および現地飲食費

#### (2) 引率者負担

##### ①引率者が均等負担するもの

施設見学への謝礼もしくは土産代、施設との交流のための飲食費および備品（日本文化紹介用の備品等）

##### ②引率者が個人負担するもの

海外旅行保険、推奨予防接種にかかる費用、日本国内移動費、個人的な土産代、日本国内および現地飲食費

- (3) 国際活動委員会は、スタディツアーにかかった費用の会計報告を、参加者および本学会理事会に提出する。

## 第5条 緊急時の対応について

- (1) 災害や事故、傷病発生等に備え、スタディツアー参加者は、ツアー前に緊急連絡先の情報を提供する。
- (2) 災害や事故、傷病発生時、スタディツアー引率者は、日本国内の旅行会社と連携し、参加者の家族や親族へ連絡する。
- (3) 事故や傷病に関わる費用は、加入している海外旅行保険会社の加入条件に従い支払う。本人に過失があると認められた場合は、保険対象とならないこともあることに留意する。
- (4) 海外旅行保険は、スタディツアーを依頼する旅行会社より紹介がある。旅行会社が紹介する海外旅行保険以外の保険に加入する場合は、海外旅行保険の証書を旅行会社に提出する。
- (5) 国の情勢によっては、スタディツアーを急遽中止する可能性がある。

## 第6条 スタディツアーにかかる個人情報の取り扱い

- (1) スタディツアーにかかる情報や知見を関連する学会で発表する場合や、雑誌等に投稿する場合には、発表先の倫理規定に基づいて行動する。
- (2) スタディツアー中に撮影された個人が特定される写真についての使用は、原則認められない。撮影対象の承諾を得た場合は、この限りではない。

## 附 則

この規定は、2018年4月1日から施行する。

この規定は、日本国際看護学会国際活動委員会が日本国際看護学会理事会の承認を得て改定する。

この規定は、2018年12月3日に改定する。